（委託）Ｒ６．９　一般　制限あり（最低）

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の５の２の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の６第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年 11 月６日

鳥取県知事　　平　井　伸　治

１　調達内容

（１）業務の名称

令和８年度国有財産除草等作業委託業務（米子市葭津）

（２）業務の仕様

入札説明書による。

（３）業務の期間

契約締結日から令和９年３月 12 日まで

（４）入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込額（消費税不課税、非課税のものを除く）とする。併せて、課税事業者にあっては、内訳として消費税の額を記載すること。

２　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和６年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア　建物等の保守管理の樹木管理

イ　その他の委託等の公園・河川の管理

（３）　本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月 17 日付出第 157 号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

３　契約担当部局

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課

４　入札手続等

（１）入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570　鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課

電話　0857-26-7258

電子メール　keieishien@pref.tottori.lg.jp

（２）入札説明書等の交付方法

令和８年 11 月６日（金）から同月 24 日（火）までの間にインターネットの農林水産部農業振興局経営支援課ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/keieishien/）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和８年 11 月６日（金）から同月 24 日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとす

る。

イ　交付場所

（1）に同じ

（3）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に令和８年 12 月 3 日（木）午後５時必着で送付すること。

（4）入札及び開札の日時及び場所

ア　入札日時

令和８年 12 月 4 日（金）午前 10 時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、前日の 3 日（木）午後５時とする。

イ　場所

〒680－8570　鳥取市東町一丁目 220

鳥取県庁本庁舎　地下１階第６会議室

5　入札参加者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し「入札書」と明記した封筒に密封して提出すること。

（2）本件入札に参加を希望する者は、２の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵便等により４の（1）で定める担当部局に令和８年 11 月 24 日（火）午後５時までに提出しなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6　入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として、１の（4）で入札書に記入した金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7　その他

（1）入札の無効

２の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（4）手続における交渉の有無

無

（5）その他

詳細は、入札説明書による。